

令和7年度第1回丹波市立こども発達支援センター運営委員会次第

日時：令和7年8月28日（木） 午後4時30分

場所：丹波市健康センターミルネ2階 会議室

1 開会

2 委嘱書交付

3 あいさつ
福祉部長

4 出席委員数の報告

5 委員及び事務局職員の紹介

6 委員長及び副委員長の選出

7 委員長あいさつ

8 議事

①令和6年度こども発達支援センター事業実績について

②令和7年度こども発達支援センター事業計画について

9 その他

10 次回の委員会日程について
令和8年2月頃

11 閉会

丹波市立こども発達支援センター運営委員会 委員名簿

任期：令和7年8月28日から令和9年8月27日（2年）

	区分 (条例第11条)	氏名	所属・職名等
1	1号委員 識見を有する者	常石 秀市	社会福祉法人 養徳会 医療福祉センターきずな センター長
2	1号委員 識見を有する者	川野 みか	ひょうご発達障害者支援センター クローバー 加西ブランチ 相談支援員
3	1号委員 識見を有する者	横谷 二三男	丹波市手をつなぐ育成会
4	1号委員 識見を有する者	中澤 正樹	丹波市保育協会 ※認定こども園いちじまこども園園長
5	1号委員 識見を有する者	衣笠 恵美	丹波市障がい者基幹相談支援センター 相談支援専門員
6	1号委員 識見を有する者	本田 智尋	兵庫県立氷上特別支援学校 教諭・特別支援教育コーディネーター
7	1号委員 識見を有する者	阿部 みちる	丹波健康福祉事務所 保健師
8	1号委員 識見を有する者	足立 潤子	丹波市教育委員会 学校教育課 指導主事
9	2号委員 公募による市民	勝本 翔	公募委員
10	2号委員 公募による市民		公募委員

丹波市立こども発達支援センター運営委員会 事務局職員名簿

	部署	役職	氏名
1	福祉部	部長	森本 英行
3	福祉部 こども福祉課	課長	大西 万実
4	福祉部 こども福祉課 母子保健係	副課長兼係長	上野 奈美
5	福祉部 こども福祉課 児童発達支援係	係長	芦田 将司
6	福祉部 こども福祉課 児童発達支援係	主幹	桑畑 雅子
7	福祉部 こども福祉課 児童発達支援係	主幹	中村 和代

丹波市通所支援事業所もみじ 令和6年度利用状況（令和7年6月30日時点）

※児発：児童発達支援、放デイ：放課後等デイサービス、保訪：保育所等訪問支援、医ケア児：医療的ケア児

①開所日数

（単位：日）

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	開所日数	21	20	21											
R6	開所日数	21	20	20	22	21	19	22	20	20	19	18	20	242	20.2
R5	開所日数	20	20	21	20	21	20	21	20	19	18	19	20	239	19.9
比較	R7-R6	0	0	1											
比較	R6-R5	1	0	-1	2	0	-1	1	0	1	1	-1	0	3	0.3

- ・土日、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日に開所した。
- ・令和6年5月28日は大雨警報により受け入れを中止した。

②利用契約者数（合計：児発＋放デイ＋保訪）

（単位：人）

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	合計	90	91	92											
R6	合計	85	94	93	94	90	92	91	91	92	92	92	88	1,094	91.2
R5	合計	100	101	100	100	103	100	95	97	93	95	92	92	1,168	97.3
比較	R7-R6	5	-3	-1											
比較	R6-R5	-15	-7	-7	-6	-13	-8	-4	-6	-1	-3	0	-4	-74	-6.2

- ・全利用契約者数は前年度より平均で6.2名減少した。
- ・児童発達支援は前年度より未就園児童の契約が増え、平均で2.5人増加した。
- ・放課後等デイサービスは前年度とほぼ同数となり、平均で0.8人減少した。
- ・保育所等訪問支援は利用児童が円滑に園生活へ適応したことから、前年度より平均で7.9人減少した。

②の内訳 児童発達支援 利用契約者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	児発	20	17	17											
R6	児発	22	28	28	29	29	31	31	32	33	33	33	30	359	29.9
R5	児発	23	23	24	24	28	26	27	29	30	32	31	32	329	27.4
比較	R7-R6	-2	-11	-11											
比較	R6-R5	-1	5	4	5	1	5	4	3	3	1	2	-2	30	2.5

※R6年度年齢別利用契約児童数（児童発達支援）

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
未就園	0	3	8	1	0	0	12
就園	1	0	2	5	5	9	22
合計	1	3	10	6	5	9	34
内医ケア児	0	0	0	1	0	1	2

②の内訳 放課後等デイサービス 利用契約者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	放デイ	61	65	66											
R6	放デイ	53	57	57	58	58	58	58	58	58	58	58	56	687	57.3
R5	放デイ	62	62	60	60	60	59	57	57	55	55	55	54	696	58.0
比較	R7-R6	8	8	9											
比較	R6-R5	-9	-5	-3	-2	-2	-1	1	1	3	3	3	2	-9	-0.8

※R6年度年齢別利用契約児童数（放課後等デイサービス）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
支援校	1	3	1	2	3	5	3	4	2	1	1	1	27
地域校	5	13	7	2	2	3	0	0	0	0	0	0	32
合計	6	16	8	4	5	8	3	4	2	1	1	1	59
内医ケア児	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5

②の内訳 保育所等訪問支援 利用契約者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	保訪	9	9	9											
R6	保訪	10	9	8	7	3	3	2	1	1	1	1	2	48	4.0
R5	保訪	15	16	16	16	15	15	11	11	8	8	6	6	143	11.9
比較	R7-R6	-1	0	1											
比較	R6-R5	-5	-7	-8	-9	-12	-12	-9	-10	-7	-7	-5	-4	-95	-7.9

※R6年度年齢別利用契約児童数（保育所等訪問支援）

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	合計
認可園	0	1	3	3	2	0	2	11
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	3	3	2	0	2	11

※小学生2名は地域校

③利用者延べ人数（合計：児発＋放デイ＋保訪）

（単位：人）

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	合計	265	288	288											
R6	合計	304	308	320	356	297	304	327	309	304	281	282	296	3,688	307.3
R5	合計	308	342	353	325	328	338	338	328	311	312	349	351	3,983	331.9
比較	R7-R6	-39	-20	-32											
比較	R6-R5	-4	-34	-33	31	-31	-34	-11	-19	-7	-31	-67	-55	-295	-24.6

- ・全利用者延べ人数は主に利用契約者が減ったことから、前年度より平均で24.6名減少した。
- ・児童発達支援は多少の増減はあるが横ばいで推移した。前年度は一時的に年度途中で未就園児の利用が増えたことから、前年度より4.5人減少した。
- ・放課後等デイサービスは利用契約者が減ったことや体調不良等から、前年度より平均で10.7人減少した。
- ・保育所等訪問支援は利用児童が円滑に園生活へ適応したことから、前年度より平均で9.4人減少した。

③の内訳 児童発達支援 利用者延べ人数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	児発	40	36	36											
R6	児発	74	79	88	100	87	87	94	94	91	84	89	82	1,049	87.4
R5	児発	56	67	74	73	75	86	90	100	104	111	127	140	1,103	91.9
比較	R7-R6	-34	-43	-52											
比較	R6-R5	18	12	14	27	12	1	4	-6	-13	-27	-38	-58	-54	-4.5

③の内訳 放課後等デイサービス 利用者延べ人数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	放デイ	213	235	235											
R6	放デイ	217	220	222	252	207	215	232	214	212	196	192	212	2,591	215.9
R5	放デイ	232	251	256	236	242	236	236	216	199	194	216	205	2,719	226.6
比較	R7-R6	-4	15	13											
比較	R6-R5	-15	-31	-34	16	-35	-21	-4	-2	13	2	-24	7	-128	-10.7

③の内訳 保育所等訪問支援 利用者延べ人数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	保訪	12	17	17											
R6	保訪	13	9	10	4	3	2	1	1	1	1	1	2	48	4.0
R5	保訪	20	24	23	16	11	16	12	12	8	7	6	6	161	13.4
比較	R7-R6	-1	8	7											
比較	R6-R5	-7	-15	-13	-12	-8	-14	-11	-11	-7	-6	-5	-4	-113	-9.4

丹波市相談支援事業所まごころ 令和6年度利用状況（令和7年6月30日時点）

①開所日数

（単位：日）

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	開所日数	21	20	21											
R6	開所日数	21	21	20	22	21	19	22	20	20	19	18	20	243	20.3
R5	開所日数	20	20	22	20	22	20	21	20	19	18	19	20	241	20.1
比較	R7-R6	0	-1	1											
比較	R6-R5	1	1	-2	2	-1	-1	1	0	1	1	-1	0	2	0.2

・ 土日、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日に開所した。

②利用契約者数（合計：未就学＋就学）

（単位：人）

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	合計	109	110	111											
R6	合計	111	111	111	112	113	115	113	113	113	115	116	116	1,359	113.3
R5	合計	121	120	119	118	116	112	110	111	112	115	114	115	1,383	115.3
比較	R7-R6	-2	-1	0											
比較	R6-R5	-10	-9	-8	-6	-3	3	3	2	1	0	2	1	-24	-2.0

・ 利用契約者数は未就学児と就学児ともに多少の増減はあるが横ばいで推移した。全体では前年度より平均で2.0名減少した。

②の内訳 未就学児 利用契約者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	未就学	31	32	32											
R6	未就学	37	37	36	37	38	40	39	38	38	40	41	41	462	38.5
R5	未就学	40	40	39	39	39	38	39	40	42	46	46	48	496	41.3
比較	R7-R6	-6	-5	-4											
比較	R6-R5	-3	-3	-3	-2	-1	2	0	-2	-4	-6	-5	-7	-34	-2.8

※R6年齢別利用契約児童数（未就学児）

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
未就学	1	5	9	15	7	10	47

②の内訳 就学児 利用契約者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	就学	78	78	79											
R6	就学	74	74	75	75	75	75	74	75	75	75	75	75	897	74.8
R5	就学	81	80	80	79	77	74	71	71	70	69	68	67	887	73.9
比較	R7-R6	4	4	4											
比較	R6-R5	-7	-6	-5	-4	-2	1	3	4	5	6	7	8	10	0.8

※R6年齢別利用契約児童数（就学児）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	合計
就学	9	18	8	6	8	10	4	5	6	2	0	0	76

③障害児相談支援

(合計：障害児支援利用援助＋継続障害児支援利用援助＋計画相談支援)

(単位：件)

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	合計	43	19	22											
R6	合計	49	28	24	35	26	32	25	30	28	20	31	26	354	29.5
R5	合計	68	35	32	31	26	28	22	25	27	21	30	22	367	30.6
比較	R7-R6	-6	-9	-2											
比較	R6-R5	-19	-7	-8	4	0	4	3	5	1	-1	1	4	-13	-1.1

- ・ 障害児相談支援件数は利用契約者数が横ばいで推移したため障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助ともに多少の増減はあるが横ばいで推移した。全体では前年度より平均で1.1件減少した。

③の内訳 障害児支援利用援助

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	障支	20	6	11											
R6	障支	27	9	12	13	11	10	9	13	12	4	17	10	147	12.3
R5	障支	42	12	13	9	16	6	12	11	11	3	17	5	157	13.1
比較	R7-R6	-7	-3	-1											
比較	R6-R5	-15	-3	-1	4	-5	4	-3	2	1	1	0	5	-10	-0.8

③の内訳 継続障害児支援利用援助

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	継障支	23	13	11											
R6	継障支	22	19	12	22	15	22	16	17	16	16	14	16	207	17.3
R5	継障支	26	23	19	22	10	22	10	14	16	18	13	17	210	17.5
比較	R7-R6	1	-6	-1											
比較	R6-R5	-4	-4	-7	0	5	0	6	3	0	-2	1	-1	-3	-0.3

③の内訳 計画相談支援（サ＋継）

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
R7	計画相	0	0	0											
R6	計画相	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
R5	計画相	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
比較	R7-R6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
比較	R6-R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

令和6年度 丹波市立こども発達支援センター事業実績

1 丹波市相談支援事業所まごころ

通年：指定障害児相談支援、指定特定相談支援の実施

令和6年度利用実績：

別紙「丹波市相談支援事業所まごころ 令和6年度利用状況」参照

2 丹波市通所支援事業所もみじ、丹波市立こども発達支援センター

令和6年度利用実績：

別紙「丹波市通所支援事業所もみじ 令和6年度利用状況」参照

月	主な事業（もみじ）	実績
	主な事業（こ発セ）	
通年	児童発達支援（平日：月曜日～金曜日） 放課後等デイサービス（平日：月曜日～金曜日） 保育所等訪問支援（平日：月曜日～金曜日）	
毎月	丹波市通所支援事業所調整会議（月1回） 医師2名による相談対応（8月、2月以外の月1～2回） 言語聴覚士3名による相談対応（月5回） 作業療法士1名による相談対応（月4回） 乳幼児健診（10か月児相談）の対応（理学療法士）（月4回）	32人 24人 8人
4月	避難訓練（事業所） ※放デイ 学校春季休業中の放デイ利用児の看護専門学校体育館での運動	4/25
5月	避難訓練（事業所） ※児発 丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（1回） もみじっこ通信	5/10 5/23 4人
6月	避難訓練（事業所） ※放デイ 丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（2回）	6/17 6/13 4人 6/27 3人
7月	丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（1回） 避難訓練（事業所） ※児発 学校夏季休業中の放デイ利用児の看護専門学校体育館での運動 もみじっこ通信	7/4 4人 7/16
8月	体験行事（買い物学習） ※事業所内での模擬店舗による買い物体験（放デイ） 避難訓練（事業所） ※児発 体験行事（買い物体験等） ※実店舗（フレッシュバザール）での買い物体験（放デイ） 学校夏季休業中の放デイ利用児の看護専門学校体育館での運動	8/19～8/23 8/20 8/26～8/30
9月	丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（3回） 健康診断（児発） 避難訓練及びエアーストレッチャー使用方法確認（事業所） もみじっこ通信	9/3 3人 9/10 4人 9/26 3人 9/9 9/11
10月	ペアレントトレーニング（第1回、第2回） 丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（1回） 避難訓練（事業所） ※放デイ	10/7 5人 10/28 4人 10/16 3人 10/18
11月	ペアレントトレーニング（第3回、第4回） 避難訓練（事業所） ※放デイ もみじっこ通信	11/12 4人 11/25 5人 11/27
12月	ペアレントトレーニング（第5回） 避難訓練（事業所） ※児発 学校冬季休業中の放デイ利用児の看護専門学校体育館での運動	12/9 4人 12/26

1月	避難訓練（事業所） ※児発 もみじっこ通信	1/20
2月	丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（1回） 避難訓練（事業所） ※放デイ 翌年度の就園利用児、就学利用児に係る園・学校への引き継ぎ 翌年度の就学利用児、進学利用児に係る支援記録の作成・提供	2/25 4人 2/25
3月	ペアレントトレーニングフォロー講座 健康診断（児発） 避難訓練（事業所） ※放デイ 翌年度就園利用児・就学利用児に係る園・学校への引き継ぎ 翌年度就学利用児、進学利用児に係る支援記録の作成・提供 学校春季休業中の放デイ利用児の看護専門学校体育館での運動	3/4 5人 3/10 3/28

3 令和6年度主な購入備品

- | | |
|----------------|------------------|
| ①おむつペール | 1台（おむつ防臭ダストボックス） |
| ②避難用抱きキャリア | 2個（避難用器具） |
| ③巧技台 | 5台（利用児運動訓練用） |
| ④折り畳み式鉄棒 | 1台（利用児運動訓練用） |
| ⑤レインボーバランスストーン | 1台（利用児運動訓練用） |

4 事業実績について

- ・市内で1箇所の児童発達支援センターであり、概ね安定的な事業運営をすることができた。
- ・看護師2人を通年で任用したことにより、医療的ケア児の受入れ可能な障害児通所支援事業所として安定的に受け入れることができた。
- ・機能訓練担当職員（理学療法士2人、言語聴覚士3人、作業療法士1人）（非常勤）を通年で確保したことにより、発達に支援を要する児童を持つ保護者等の相談対応や対象児童への機能訓練の提供を安定的に行うことができた。
- ・「まごころ」は、利用契約者数が増加傾向の中、利用契約の調整等を行いながら相談支援専門員2人体制での安定的な事業運営を行うことができた。

（課題）

- ・令和6年7月にこども家庭庁が作成した「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」に示されている児童発達支援センターに求められる4つの中核機能と役割を果たすため、所管課である障がい福祉課と協議を行いながら市の方向性を定めていく必要がある。
- ・現在の事業運営を継続していくためには、多職種の専門職職員（児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、保育士、児童指導員、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）の配置が必要となるため、人材の安定的な確保及び育成をどのように実行していくかが課題である。

令和7年度 丹波市立こども発達支援センター事業計画

1 丹波市相談支援事業所まごころ

通年：指定障害児相談支援、指定特定相談支援の実施

令和7年4月利用契約者数 109 名（未就学児 31 名、就学児 78 名）

2 丹波市通所支援事業所もみじ、丹波市立こども発達支援センター

令和7年4月利用契約者数 90 名（児 20 名、放 61 名、保 9 名）

内訳：児発 認定こども園 10 園 18 名、未就園 2 名

放デイ 特別支援学校 2 校 28 名、市立小 16 校 32 名、市立中 1 校 1 名

保訪 認定こども園 5 園 9 名

月	主な事業（もみじ） 主な事業（こ発セ）
通年	児童発達支援（平日：月曜日～金曜日） 放課後等デイサービス（平日：月曜日～金曜日） 保育所等訪問支援（平日：月曜日～金曜日）
毎月	丹波市通所支援事業所調整会議（月 1 回） 医師 2 名による相談対応（8 月、2 月以外の月 1・2 回） 言語聴覚士 2 名による相談対応（月 5 回） 作業療法士 1 名による相談対応（月 4 回） 乳幼児健診（10 か月児相談）の対応（理学療法士）（月 2 回）
4 月	学校春季休業中の放デイ利用児の丹波市立看護専門学校体育館での運動 エアーストレッチャー使用方法確認（事業所）
5 月	丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（3 回） 避難訓練（事業所） ※放デイ
6 月	丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（1 回） 避難訓練（事業所） ※放デイ
7 月	学校夏季休業中の放デイ利用児の丹波市立看護専門学校体育館での運動 丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（1 回） 体験行事（買い物学習） ※事業所内での模擬店舗による体験（放デイ） 避難訓練（事業所） ※児発
8 月	学校夏季休業中の放デイ利用児の丹波市立看護専門学校体育館での運動 体験行事（買い物体験等） ※実店舗での体験（放デイ） 避難訓練（事業所・ミルネ） ※放デイ
9 月	健康診断（児発利用児） 丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（2 回） 避難訓練（事業所） ※児発
10 月	ペアレントトレーニング（2 回） 丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（2 回） 避難訓練（事業所） ※放デイ
11 月	ペアレントトレーニング（2 回） 避難訓練（事業所） ※放デイ
12 月	学校冬季休業中の放デイ利用児の看護専門学校体育館での運動 ペアレントトレーニング（1 回） 避難訓練（事業所） ※児発・放デイ
1 月	避難訓練（事業所） ※放デイ
2 月	丹波市立看護専門学校の学生実習の受け入れ（1 回） 避難訓練（事業所） ※放デイ 翌年度の就園利用児、就学利用児に係る園・学校への引き継ぎ 翌年度の就学利用児、進学利用児に係る支援記録の作成・提供
3 月	健康診断（児発利用児） ペアレントトレーニングフォロー講座 避難訓練（ミルネ） ※児発 翌年度就園利用児・就学利用児に係る園・学校への引き継ぎ 翌年度就学利用児、進学利用児に係る支援記録の作成・提供

3 令和7年度主な購入予定備品

①スライドフックスタンド	1台（放課後等デイサービス用小物フック）
②イージースタックテーブル	3台（ランチルーム用テーブル）
③ライティングスロープ	2台（利用児訓練用）
④養護イス	3脚（利用児訓練用）
⑤美術机	1台（利用児訓練用）
⑥傾斜ボード	1台（利用児訓練用）

○丹波市児童発達支援センター条例

平成30年 9 月28日

条例第42号

改正 令和 5 年 6 月27日 条例第19号

令和 6 年 9 月30日 条例第35号

丹波市立こども発達支援センター条例（平成21年丹波市条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 心身の発達支援を必要とする児童（以下「児童」という。）に対し、適切な療育を保障する地域療育体制の中核機関として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波市立こども発達支援センター	丹波市氷上町石生2059番地 5

（事業）

第3条 支援センターは、次の事業を行う。

- （1） 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る事業
- （2） 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る事業
- （3） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する基本相談支援に係る事業
- （4） 療育に関する相談
- （5） 家庭、保育施設及び教育機関に対する児童に適した療育方法の指導及び助言
- （6） 地域療育の啓発
- （7） 前各号に掲げる業務のほか目的達成のために必要な業務

（休業日）

第4条 支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

- （1） 日曜日及び土曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 12月29日から翌年の1月3日までの日

（職員）

第5条 支援センターに、管理者、嘱託医その他必要な職員を置く。

（利用者の範囲）

第6条 支援センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、発達支援を要し、かつ、療育訓練又は療育相談を必要とする児童及びその保護者とする。ただし、第3条第1号に規定する障害児通所支援の利用にあっては、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付の対象となった児童とする。

（利用の制限）

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序及び風俗を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 正当な理由なく管理者又は係員の指示に従わないとき。
- (4) その他施設の管理上支障があるとき。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって支援センターを利用すること。
- (2) 利用を終えたとき又は利用を停止されたときは、速やかに当該施設を原状に復すこと。
- (3) 許可を受けないで支援センターの施設内において商品の販売その他営利を目的とした行為を行わないこと。

(利用者負担金)

第9条 利用者は、第6条ただし書の障害児通所支援を利用したときは、法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額を、市長に納付しなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により支援センターの施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第11条 支援センターの事業を統括するため、丹波市立こども発達支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第11条第3項第2号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行の前においても行うことができる。

附 則（令和5年6月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月30日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

○丹波市児童発達支援センター条例施行規則

平成31年 3 月19日

規則第15号

改正 令和 2 年 3 月18日規則第28号

令和 6 年 9 月30日規則第25号

令和 7 年 3 月19日規則第14号

丹波市立こども発達支援センター条例施行規則（平成21年丹波市規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、丹波市児童発達支援センター条例（平成30年丹波市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（職員）

第 2 条 条例第 5 条の規定に基づき、丹波市児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）に次の職員を置く。

- （1） 管理者
- （2） 児童発達支援管理責任者
- （3） 保育士、児童指導員又は障害福祉サービス経験者（以下「障がい児指導員」と総称する。）
- （4） 相談支援専門員
- （5） その他支援センター運営に必要な職員

（業務）

第 3 条 職員は、条例第 3 条に規定する事業を適切に運営するため、次に定める業務を行う。

- （1） 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、支援センターの職員に対し、必要な指揮命令を行う。
- （2） 児童発達管理責任者は、支援センターが実施する児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援のサービスを統括し、個別支援計画を作成する。
- （3） 障がい児指導員は、障害児通所支援事業を利用する障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び専門的な支援、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
- （4） 相談支援専門員は、障がい児の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成、継続的なモニタリング等を行い、適切な福祉サービスが利用できるよう支援する。
- （5） その他支援センター運営に必要な職員は、支援センターの全体的な運営のほか児童の個別環境に応じ、適切な訓練及び福祉サービス利用実施を支援する。

（開所時間）

第 4 条 支援センターの開所時間は、午前 8 時30分から午後 5 時45分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(利用者負担金の納入等)

第5条 市長は、条例第9条に規定する利用者負担金を徴収するに当たっては、利用月ごとに利用者負担金の額を決定し、保護者に対して、利用料負担額及び納入の通知をするものとする。

(運営委員会)

第6条 丹波市立こども発達支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行うものとする。

- (1) 支援センターの運営に関すること。
 - (2) 市指定通所支援事業所の運営に関すること。
 - (3) 市指定特定・障害児相談支援事業所の運営に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。
 - 4 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 8 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
 - 9 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 10 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。
 - 11 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 12 運営委員会の庶務は、福祉部こども福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか支援センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月19日規則第14号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。